

平成27年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会議決結果等について

1 平成27年第2回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会の議決結果について

(1) 開催日 平成27年11月18日(水)

(2) 議案

議案番号	件名	概要	議決結果
認定第1号	平成26年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	平成26年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計の決算について認定を求めるもの <歳入決算額> 4,757,582,817円 <歳出決算額> 4,701,500,329円 <差引残額> 56,082,488円 資料1のとおり	認定
認定第2号	平成26年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	平成26年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算について認定を求めるもの <歳入決算額> 1,217,893,933,958円 <歳出決算額> 1,171,424,561,764円 <差引残額> 46,469,372,194円 資料1のとおり	認定
議案第13号	平成27年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	平成26年度決算の確定に伴い、前年度繰越金の整理、平成26年度事務費分賦金残額の整理を行うにあたり、補正予算を計上する。 ・補正予算額 455,302千円 (補正後総額 4,798,655千円)	原案可決
議案第14号	平成27年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	平成26年度決算の確定に伴い、区市町村、国庫支出金等の精算による返還及び追加収納を行うほか、前年度繰越金の整理等を行うにあたり、補正予算を計上する。 ・補正予算額 39,651,060千円 (補正後総額 1,276,991,889千円)	原案可決

2 平成28・29年度後期高齢者医療保険料率の算定案（概要）について

資料2のとおり

3 目黒区における後期高齢者医療保険料のコンビニエンスストア収納の開始について

(1) 開始日 平成28年1月4日から

(平成28年1月4日以降に発行した納付書による)

(2) 取扱店 エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セーブオン、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、MMK設置店(NEWDAYS等〔一部店舗を除く〕)

以 上

平成28・29年度東京都後期高齢者医療

今後、国から示される診療報酬の改定、諸係数等、及び東京都との協議による財政安定化基金の活用額に基づき、最終案が作成されます。

特別対策なし(政令どおり)で算定した場合

	H26・27年度	H28・29年度	増減	増減率
均等割額	42,200円	48,000円	5,800円	13.7%
所得割率	8.98%	11.01%	2.03ポイント	22.6%
一人当たり 平均保険料額	97,098円	109,400円	12,302円	12.7%

区市町村の一般財源を投入しない

算定案算定時の設定条件

- (1) 被保険者数は、平成28年度を「141.4万人」、平成29年度を「145.4万人」と推計した。
- (2) 一人当たり医療給付費の伸び率は「1.67%」と推計した。
- (3) 後期高齢者負担率は厚労省通知から「11.03%」と推計した。
- (4) 調整交付金算定に用いる所得係数は「1.700」と推計した。このため、均等割額と所得割額の賦課割合は「37.04:62.96」となる。
- (5) 区市町村の予定収納率を「98.10%」とした。
- (6) 診療報酬(消費税率含む)の改定は、現時点では見込んでいない。
- (7) 被保険者の所得の伸び率は、平成27年6月の確定賦課等をふまえ「-1.5%」とした。
- (8) 財政安定化基金の拠出率は、国の標準拠出率「0.041%」を用いた。
- (9) 財政安定化基金の活用については、厚労省通知に基づき、今後東京都と協議を行うため、見込んでいない。
- (10) 低所得者等に係る保険料軽減特例措置については、国から激変緩和措置の内容が示されないため現行通りとした。

保険料率の算定案(概要)について

算定案(4項目に一般財源を投入)

	H26・27年度	H28・29年度	増減	増減率
均等割額	42,200円	45,600円	3,400円	8.1%
所得割率	8.98%	10.15%	1.17ポイント	13.0%
一人当たり 平均保険料額	97,098円	103,358円	6,260円	6.4%

次の特別対策を継続(経費は2か年分)

4項目の特別対策	計216億円	区市町村負担金合計 220億円
・葬祭事業	約78億円	
・審査支払手数料	約61億円	
・財政安定化基金拠出金	約10億円	
・保険料未収金補填	約67億円	
所得割額独自軽減	約4億円	

一人当たり平均保険料増の内訳(要因)	増減	増減率
現時点で財政安定化基金の活用を見込んでいないことによる増加 (前期活用見込額145億円)	4,261円	4.4%
一人当たり医療給付費の増加 (前期H26・27年度見込と今期H28・29年度見込との比較 H26:855,664円 H27:870,210円⇒H28:867,793円 H29:882,285円)	1,539円	1.6%
後期高齢者負担率増による増加(10.73%⇒11.03%)	2,868円	3.0%
その他(所得係数の減、所得伸び率の変更等)	-2,408円	-2.6%
合 計	6,260円	6.4%

※今後、診療報酬改定等により数値は変わります。

平成28・29年度保険料率（算定案）と過去の保険料率等比較表

保険期間		平成22・23年度		平成24・25年度		平成26・27年度		平成28・29年度	
		算定案						算定案	
条件		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）		4項目特別対策と所得割額独自軽減策に一般財源を投入（2年間実施）	
保険料率		均等割額 37,800円	所得割率 7.18%	均等割額 40,100円	所得割率 8.19%	均等割額 42,200円	所得割率 8.98%	均等割額 45,600円	所得割率 10.15%
前期比増減		増減なし	0.62ポイント	+2,300円	1.01ポイント	+2,100円	0.79ポイント	+3,400円	1.17ポイント
区市町村負担額（2年分）		約203億円 【特別対策合計201億円＋所得割軽減2億円】		約206億円 【特別対策合計203億円＋所得割軽減3億円】		約204億円 【特別対策合計201億円＋所得割軽減約3.4億円】		約220億円 【特別対策合計216億円＋所得割軽減約4億円】	
平均保険料額		86,595円		92,980円		97,098円		103,358円	
前年度比増減		2.8%		7.4%		4.4%		6.4%	
収入別保険料額※1	単身	80万円	3,700円	4,000円（300円）	4,200円（200円）	4,500円（300円）			
		168万円	5,600円	6,000円（400円）	6,300円（300円）	6,800円（500円）			
		173万円	33,800円	36,100円（2,300円）	25,500円（-10,600円）	27,800円（2,300円）			
		211万円	58,600円	63,800円（5,200円）	59,800円（-4,000円）	65,900円（6,100円）			
	2人世帯	192.5万円	51,900円	56,200円（4,300円）	59,900円（3,700円）	65,600円（5,700円）			
		211万円	81,200円	87,800円（6,600円）	68,200円（-19,600円）	75,000円（6,800円）			
保険料算入経費の構成図（金額は2年分）									
賦課限度額		50万円		55万円		57万円		57万円	
限度額到達所得※2		6,438,000円		6,226,000円		5,878,000円		5,167,000円	
備考		<ul style="list-style-type: none"> 前期と同様に特別対策4項目と所得割額軽減策に一般財源を投入した。 4項目のうち、葬祭事業は区市町村から広域連合の給付事業とし、財源を区市町村の負担とした。 保険料抑制のため、剰余金61億円と財政安定化基金105.5億円を充当した。 		<ul style="list-style-type: none"> 前期と同様に特別対策4項目と所得割額軽減策に一般財源を投入した。 保険料抑制のため、財政安定化基金の通常積立に加え、基金の積み増しを行ったうえでこれを取り崩し、保険料に充当した。 (通常積立分：約90.6億円、積み増し分：約115.5億円) 		<ul style="list-style-type: none"> 財政安定化基金の残額が十分に見込めたため、財政安定化基金拠出金を除く特別対策3項目と所得割額軽減策に一般財源を投入した。 保険料抑制のため、基金を取り崩し、保険料に充当した。 (留保額：約66億円、取り崩し額：約145億円) 		<ul style="list-style-type: none"> 前期と同様に特別対策4項目と所得割額軽減策に一般財源を投入する。 	

※1：収入額は年金収入、2人世帯は、本人の年金収入と配偶者の収入80万円の場合を想定。（ ）は対前期比。

※2：賦課のもととなる所得金額